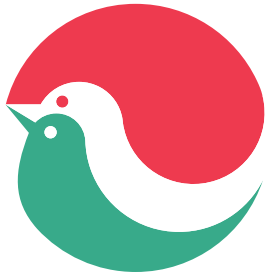


ハトマークは安心と安全の不動産取引の証



宅建業始めるならハトマークの宅建協会  
全国約10万社加盟!  
選ばれるのには“ワケ”がある。

滋賀県の約75%の  
宅建業者が加盟

初期費用の負担を  
大幅軽減

充実した業務支援  
・研修体制

滋賀県宅建協会

通常より**200,000円減額!** (関連3団体加入で)

入会応援キャンペーン

令和7年3月31日まで!

入会時諸費用

区分	正会員(本店)	準会員(支店)	消費税区分	会費の経費処理方法	
公益社団法人 滋賀県宅地建物 取引業協会	入会金 通常800,000円 → <b>600,000円</b>	400,000円	不課税	繰延資産5年償却	
	年会費	45,000円	30,000円	不課税	経費
	従業者(1名当たり)	10,000円	10,000円	不課税	経費
公益社団法人 全国宅地建物 取引業保証協会 滋賀本部	入会金	200,000円	100,000円 <small>(注)</small>	不課税	繰延資産5年償却 <small>(注)繰延資産5年償却または経費</small>
	弁済業務保証金分担金	600,000円	300,000円	—	保証金等の資産
	年会費	6,000円	6,000円	不課税	経費
関連団体	入会時賛助金	50,000円	0円	非課税	寄付
	年会費	4,000円	0円	非課税	寄付
総合計	通常1,705,000円 → <b>1,505,000円</b>	836,000円		関連3団体同時加入 従業者がゼロの場合	

※会費・賦課金は入会月により異なります(関連団体除く)。※予告なく終了する場合があります。予めご了承ください。

詳しくは下記までお問い合わせください。

宅建業の新規開業希望者のご相談はお気軽に!

宅建業開業相談

宅建協会入会案内



平日9:00~17:00

**077-524-5456**

営業日:月曜~金曜日(祝祭日・年末年始を除く)



公益社団法人 滋賀県宅地建物取引業協会